

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	S34. 4. 1	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名	帯広市	職員数（H23. 4. 1現在）	21
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐ 財政再生基準以上 ☐ 早期健全化基準以上 ☐ 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	125円（平成21年度）	財政力指数	0.553（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	88.8（平成21年度）	実質公債費比率（％）	12.1（平成22年度）
		将来負担比率（％）	117.9（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 ☐にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	帯広市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	帯広市公営企業管理者 山本 雅雄
既存計画との関係	帯広市下水道事業長期経営（財政収支）見通し（H22～H31）
公表の方法等	市ホームページでの公表
基本方針	第六期帯広市総合計画の分野計画である「おびひろ上下水道ビジョン2010」を基本に、各種施策を着実に推進するとともに、更なる行財政改革に取り組み健全経営の維持を目指す。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	S34. 4. 1	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名	帯広市	職員数（H23. 4. 1現在）	21
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐ 財政再生基準以上 ☐ 早期健全化基準以上 ☐ 経営健全化基準以上 （ 年度） 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。)

2 財政指標等

資本費	125円（平成21年度）	財政力指数	0.553（平成22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（ 年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（ 年度）
経常収支比率（％）	88.8（平成21年度）	実質公債費比率（％）	12.1（平成22年度）
		将来負担比率（％）	117.9（平成21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。)
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。)
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 該当なし	
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕	

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 ☐にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計画名	帯広市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	帯広市公営企業管理者 山本 雅雄
既存計画との関係	帯広市下水道事業長期経営（財政収支）見通し（H22～H31）
公表の方法等	市ホームページでの公表
基本方針	第六期帯広市総合計画の分野計画である「おびひろ上下水道ビジョン2010」を基本に、各種施策を着実に推進するとともに、更なる行財政改革に取り組み健全経営の維持を目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	620,000.0			620,000.0
	補償金免除額	143,806.5			143,806.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	350,908.2			350,908.2
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(242,198.3)	(584,659.9)		(826,858.2)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	1,129,539			1,129,539
合 計 (A)		1,129,539			1,129,539
「一般（再掲） （再掲） （再掲）」	※上記のうちの （再掲） （再掲） （再掲）」				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,129,539			1,129,539

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	350,908			350,908
合 計 (A)		350,908			350,908
「一般（再掲） （再掲） （再掲）」	※上記のうちの （再掲） （再掲） （再掲）」				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		350,908			350,908

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	242,198	584,660		826,858
合 計 (A)		242,198	584,660		826,858
「一般（再掲） （再掲） （再掲）」	※上記のうちの （再掲） （再掲） （再掲）」				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		242,198	584,660		826,858

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行業業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	本市の公共下水道事業は帯広川処理区（単独公共）と十勝川処理区（流域関連）の2つに分けられ、下水道使用料単価は1m³当たり173円程であり、適正化の目処とされている水道料金や浄化槽の全国平均値150円/m³を超える使用料を回収している状況にある。 平成21年度下水道経営指標（総務省調べ）では、職員1人当たりの処理区域内人口は6,669人と、Ac1類型（処理区域内人口10万人以上・有収水量密度区分2.5～5千m³・供用開始後25年以上）の35団体中、北海道小樽市、茨城県つくば市に次いで3番目に多く、平成20年度より取り組んでいる組織機構や事務事業の見直しにより、効率的な業務執行体制を確立してきた成果が表れている。
経 営 課 題	課 題 ① 給与水準・定員管理の適正合理化 いわゆる団塊の世代の退職者の増に伴い、退職手当の負担が大きくなっている。今後も、人員配置の適正化に取り組むなどして、人件費を抑制していく必要がある。
	課 題 ② 維持管理等サービス供給コストの節減合理化 人口減少、少子高齢化の進展、節水意識の浸透などにより、下水道使用料の増収がほとんど見込めない状況から、可能な限り維持管理費等の削減が必要となる。
	課 題 ③ 資本投下の抑制 資本整備について、下水道使用料の収入状況を見極めながら、投資効果を考慮し効率的な実施に努めるとともに、建設事業に伴う企業債の借入規模を抑制し、将来の利息軽減を図ることが必要となる。
	課 題 ④ 民間的経営手法等の導入 現在行っている業務や、今後行っていく業務について、成果などを検証するとともに、民間的経営管理手法の活用をすすめ、経営を効率化する必要がある。
	課 題 ⑤ 収納率の向上による不納欠損額の抑制 下水道使用料収入確保のため、水道料金の徴収と同様に、悪質な滞納者に対して停水措置などの厳しい措置を講じつつ、未収金の解消に努め、不納欠損額の抑制に繋がるよう、更なる徴収体制の強化が必要となる。
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

フォローアップ用

(単位:百万円、%)

区 分		年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)						
								(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)						
収 入	1. 営 業 収 益 (A)		3,790	3,751	3,643	3,643	3,739	3,728	3,749	3,561	3,793	3,533	3,702	3,475	3,584	3,475	3,643	
		(1) 料 金 収 入	2,960	2,968	2,855	2,864	2,903	2,802	2,881	2,641	2,882	2,580	2,860	2,526	2,721	2,511	2,701	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)																15
	(3) そ の 他		830	783	788	779	836	926	868	920	911	953	842	949	863	964	927	
		(うち基準内繰入金)	(669)	(590)	(614)	(612)	(646)	(788)	(634)	(736)	(671)	(768)	(620)	(765)	(658)	(779)	(728)	
		(うち基準外繰入金)	(140)	(156)	(139)	(135)	(158)	(136)	(203)	(153)	(205)	(153)	(188)	(153)	(165)	(153)	(151)	
	2. 営 業 外 収 益		47	48	27	68	93	96	101	109	28	115	97	118	97	115	98	
		(1) 補 助 金	35	47	26	66	92	95	97	101	25	103	96	103	96	105	96	
		他 会 計 補 助 金	35	47	26	66	92	95	97	101	25	103	96	103	96	105	96	
	収 入	(うち基準内繰入金)		(22)	(27)	(26)	(31)	(30)	(16)	(13)	(42)	(25)	(45)	(27)	(48)	(27)	(52)	(29)
(うち基準外繰入金)			(13)	(20)		(35)	(62)	(79)	(84)	(59)	(0)	(58)	(69)	(55)	(69)	(53)	(67)	
そ の 他 補 助 金																		
(2) そ の 他		12	1	1	2	1	1	4	8	3	12	1	15	1	10	2		
取 入 計 (C)		3,837	3,799	3,670	3,711	3,832	3,824	3,850	3,670	3,821	3,648	3,799	3,593	3,681	3,590	3,741		
支 出		1. 営 業 費 用		2,246	2,314	2,259	2,303	2,346	2,354	2,385	2,460	2,615	2,479	2,479	2,513	2,528	2,554	2,549
			(1) 職 員 給 与 費	182	180	167	163	179	151	166	166	171	166	168	166	173	166	161
			基 本 給	86	85	78	75	74	57	61	62	60	62	58	62	62	62	61
		退 職 手 当	22	22	22	22	40	45	50	50	55	50	55	50	55	50	46	
		そ の 他	74	73	67	66	65	49	55	54	56	54	55	54	56	54	54	
	(2) 経 費	867	983	934	972	992	979	1,008	1,038	1,219	1,043	1,076	1,014	1,219	1,025	1,275		
	動 力 費	40	42				50	43	49	43	49	46	46	48	46	51		
	修 繕 費	73	91	83	105	142	87	209	184	363	190	201	158	211	169	249		
	材 料 費	2	2	2	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1		
	そ の 他	752	848	849	866	849	840	755	803	812	802	828	808	959	808	974		
(3) 減 価 償 却 費	1,197	1,151	1,158	1,168	1,175	1,224	1,211	1,256	1,225	1,270	1,235	1,333	1,136	1,363	1,113			
支 出	2. 営 業 外 費 用		1,469	1,393	1,198	1,033	993	1,024	937	897	874	当初 822	775	当初 782	730	当初 746	685	
	(1) 支 払 利 息	1,434	1,366	1,172	1,008	970	987	913	864	844	当初 789	755	当初 749	708	当初 713	659		
	(2) そ の 他	35	27	26	25	23	37	24	33	30	33	20	33	22	33	26		
	支 出 計 (D)	3,715	3,707	3,457	3,336	3,339	3,378	3,322	3,357	3,489	当初 3,301	3,254	当初 3,295	3,258	当初 3,300	3,234		
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	122	92	213	375	493	446	528	313	332	当初 340	545	当初 298	423	当初 286	507		
	特 別 利 益 (F)																	
	特 別 損 失 (G)																	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		122	92	213	375	493	446	528	313	332	当初 347	545	当初 298	423	当初 290	507		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)																		
流 動 資 産 (J)		897	890	723	816	849	855	1,529	661	1,796	当初 508	952	当初 612	838	当初 541	891		
	う ち 未 収 金	374	344	321	300	295	329	310	277	306	977	270	295	265	279	263		
	負 債 (K)	423	440	294	278	172	200	759	200	1,013	200	173	200	200	200	210		
流 動 負 債 (L)	う ち 一 時 借 入 金																	
	う ち 未 払 金	359	235	117	178	120	60	727	100	856	100	119	100	140	100	148		
	果 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B)) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)																		
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		3,790	3,751	3,643	3,643	3,739	3,728	3,749	3,561	3,793	3,533	3,702	3,475	3,584	3,475	3,628		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)																		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)																		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		3,790	3,751	3,643	3,643	3,739	3,728	3,749	3,561	3,793	3,533	3,702	3,475	3,584	3,475	3,628		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)																		

(単位:百万円, %)

区 分		年 度		平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前々年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)				
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)				
資 本 的 収 入 支 出	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,444	3,690	4,160	1,320	1,158	1,930	1,647	2,253	1,791	970	813	1,073	1,030	1,054	904
		資本費平準化債	369	353	345	372	333	312	312	273	282	260	253	244	244	231	244
		2. 他 会 計 出 資 金															
		3. 他 会 計 補 助 金	42	3	3	3	4	49	22	64	10	9	2	2	6	6	5
		4. 他 会 計 負 担 金	309	260	174	192	151	126	160	168	168	192	177	215	167	234	183
		(うち基準内繰入金)	(267)	(222)	(174)	(192)	(138)	(111)	(145)	(154)	(152)	(176)	(177)	(197)	(167)	(214)	(183)
		(うち基準外繰入金)	(42)	(38)			(13)	(15)	(15)	(14)	(16)	(16)		(18)		(20)	
		5. 他 会 計 借 入 金															
		6. 国(都道府県)補助金	599	358	403	498	486	598	443	270	225	346	380	422	458	369	242
	収 入	7. 固 定 資 産 売 却 代 金															
		8. 工 事 負 担 金															
		9. そ の 他	23	13	31	12	14	6	11	8	5	5	11	5	11	5	5
		計 (A)	2,417	4,324	4,771	2,025	1,813	2,709	2,283	2,763	2,199	1,522	1,383	1,717	1,672	1,668	1,339
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)															
		純 計 (A)-(B) (C)	2,417	4,324	4,771	2,025	1,813	2,709	2,283	2,763	2,199	1,522	1,383	1,717	1,672	1,668	1,339
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,566	1,158	1,280	1,325	1,216	1,591	1,212	1,020	732	994	1,075	1,156	1,245	1,125	818	
		うち職員給与費	52	52	53	54	56	57	49	55	51	55	44	55	38	55	30
	2. 企 業 債 償 還 金	2,244	4,578	5,013	2,300	2,257	2,835	2,837	3,403	3,156	当初 2,215 2,210	2,210	当初 2,225 2,223	2,223	当初 2,239 2,240	2,242	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金																
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金																
	5. そ の 他			5		1			25	2	5	0	8	0	9	0	
	計 (D)	3,810	5,736	6,298	3,625	3,474	4,426	4,049	4,448	3,890	当初 3,214 3,209	3,285	当初 3,389 3,387	3,468	当初 3,373 3,374	3,060	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,393	1,412	1,527	1,600	1,661	1,717	1,766	1,685	1,691	当初 1,692 1,687	1,902	当初 1,672 1,670	1,796	当初 1,705 1,706	1,721
	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,363	1,152	1,404	1,358	1,259	1,183	1,245	1,215	1,343	当初 1,358 1,326	1,332	当初 1,300 1,353	1,331	当初 1,379 1,392	1,183
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 繰 越 工 事 資 金																	
4. そ の 他		30	260	123	242	402	534	521	470	348	当初 334 361	570	当初 372 317	465	当初 326 314	538	
計 (F)		1,393	1,412	1,527	1,600	1,661	1,717	1,766	1,685	1,691	当初 1,692 1,687	1,902	当初 1,672 1,670	1,796	当初 1,705 1,706	1,721	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)																	
企 業 債 現 在 高 (H)		37,080	36,310	35,557	34,680	33,677	32,856	32,573	31,781	31,289	当初 30,603 30,116	29,943	当初 29,510 28,852	28,799	当初 28,377 27,665	27,505	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度) (決 算)	平成24年度 (計画第2年度) (決 算)	平成25年度 (計画第3年度) (決 算)	平成26年度 (計画第4年度) (決 算)	平成27年度 (計画第5年度) (決 算)					
区 分																
収 益 的 収 支 分		844	793	779	813	896	1,019	934	990	901	1,024	904	1,021	919	1,037	975
	うち基準内繰入金	691	617	640	643	676	804	647	778	696	813	647	813	685	831	757
	うち基準外繰入金	153	176	139	170	220	215	287	212	205	211	257	208	234	206	218
資 本 的 収 支 分		351	263	177	195	155	175	182	232	178	201	179	217	173	240	188
	うち基準内繰入金	267	222	174	192	138	111	145	154	152	176	177	197	167	214	183
	うち基準外繰入金	84	41	3	3	17	64	37	78	26	25	2	20	6	26	5
合 計		1,195	1,056	956	1,008	1,051	1,194	1,116	1,222	1,079	1,225	1,083	1,238	1,092	1,277	1,163

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)		平成24年度 (計画第2年度) (決算)		平成25年度 (計画第3年度) (決算)		平成26年度 (計画第4年度) (決算)		平成27年度 (計画第5年度) (決算)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)		115.9	116.0	118.5	124.5	125.5	121.1	122.1	114.8	115.5	114.1	120.4	111.2	109.3	110.5	109.4
資本費 (円又は%)		137.4	134.3	133.2	125.2	122.4	126.7	128.2	126.0	111.4	126.5	111.2	127.4	105.9	127.3	102.9
総収支比率(法適用) (%)		103.3	102.5	106.2	111.2	114.8	113.2	115.9	109.3	109.5	110.5	116.7	109.0	113.0	108.8	115.7
経常収支比率(法適用) (%)		103.3	102.5	106.2	111.2	114.8	113.2	115.9	109.3	109.5	110.5	116.7	109.0	113.0	108.8	115.7
営業収支比率(法適用) (%)		168.7	162.1	161.3	158.2	159.4	158.4	157.2	144.8	145.0	142.5	149.3	138.3	141.8	136.1	142.9
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	22.0	20.9	21.2	21.9	23.4	26.6	24.3	27.0	23.6	28.1	23.8	28.4	25.0	28.9	26.1
	うち基準内繰入金 (%)	18.0	16.2	17.4	17.3	17.6	21.0	16.8	21.2	18.2	22.3	17.0	22.6	18.6	23.1	20.2
	うち基準外繰入金 (%)	4.0	4.7	3.8	4.6	5.8	5.6	7.5	5.8	5.4	5.8	6.8	5.8	6.4	5.8	5.9
	資本的収入分 (%)	14.5	6.1	3.7	9.6	8.5	6.5	8.0	8.4	8.1	13.2	12.9	12.6	10.3	14.4	14.0
	うち基準内繰入金 (%)	11.0	5.1	3.6	9.5	7.6	4.1	6.4	5.6	6.9	11.6	12.8	11.5	10.0	12.8	13.7
	うち基準外繰入金 (%)	3.5	1.0	0.1	0.1	0.9	2.4	1.6	2.8	1.2	1.6	0.1	1.1	0.3	1.6	0.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
- (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※／汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	使用料設定の考え方は、用途別基本料金、逓増型用途別従量料金の2部料金制を採用している。 使用料収入については、今後、人口減少や少子高齢化の進展、節水意識の浸透などにより増加が見込めないものと予測している。 引き続き行財政改革等により経費を削減することで、安定的な経営基盤の確立を目指すものです。
2 他会計繰入金の見込み	他会計繰入金については、繰出基準に基づく基準内繰出金のほか、浴場使用料補助金などの政策的な基準外繰出金の2種類になりますが、汚水に係る経費は全て下水道使用料で賄うこととしているため、今後においても雨水公費・汚水私費の原則のもと、繰出基準に定めた率により算出している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	帯広川処理区の一部は合流区域であり、雨天時に合流水が公共用水域へ流出し環境に負荷をかけてしまう問題を是正するため、平成16年度から平成25年度までの10年間で、約31億円の合流改善事業を実施しています。 公共下水道の普及率は98.96%に達し、道内でも上位となっていますが、創設から50年以上が経過し、処理場施設や下水道管渠の老朽化がすすんでいることから、施設の更新や老朽化対策、長寿命化などに適切かつ計画的に取り組む、健全経営を前提とし、安心・安全な施設づくりに努めて参りたい。また、資産売却は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	①、②、③、④	平成15年に水道事業との統合一元化を図り、スケールメリットを生かしながら、人件費をはじめ維持管理費の削減を図ってきた。平成19年には組織内に「検討委員会」を設置し、組織機構のあり方の見直しや行財政改革を推進してきた。今後も、人員配置の適正化や、事務事業の見直し、企業債発行額を抑制し、総コストの削減に努める。
○ 定員管理	①	【一般会計に準拠】 平成22年度以降は、平成22年2月に策定した定員管理計画に基づき、積極的に民間委託の推進などに取り組み、引き続き効率的な人員配置に努める。なお、行財政改革の進捗状況などによって職員数が流動的となるため、目標値は定めていないが、平成21年4月の職員数を基準として減員の方向性を持ちながら、適正な定員を維持する。
○ 給与のあり方	①	【一般会計に準拠】 給与制度については国公準拠を原則として取り扱っているが、必要に応じて見直しを行っている。 平成18年度に人事院勧告時に表明した給与構造改革について、実施時期を1年遅らせ平成19年度から実施してきている。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	①	【一般会計に準拠】 計画的な採用の実施や再任用職員制度の活用等により、年齢構成に平準化、円滑な新陳代謝、管理職比率の見直しを進め、総人件費の抑制につなげる。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	①	【一般会計に準拠】 行政職給料表(一)と(二)の合成給料表を使用している。国は行政職給料表と分けて定めているが、本市では、これからの時代に相応しい企業経営に向けて、直営とすべきコア部分を除き、労務職業を含めて、民間活力の積極的な導入を進めるものであること、また、現段階においては、労務職であっても住民折衝などの職務があり、一概に単純労務職とはいえないこと、更には、平成19年度から行政職・労務職の区分をなくした総合職としての採用をすすめていることから、給料表の見直しは予定していない。 なお、平成20年3月に「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定・公表している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	①	【一般会計に準拠】 退職事由が、職務中に起こったことが原因であるもの(公務上死亡・公務上傷病)、もしくは雇用者側の一方的な事情によるもの(整理退職の適用を受ける職員)である場合に、四号俸の昇給を行う。国と同様の取扱。
◇ 福利厚生事業のあり方		【一般会計に準拠】 地方公務員法第42条に定める厚生制度実施のため、職員福利厚生事業の実施機関として、市から職員福利厚生会へ事業の一部を委託し、市からの交付金と会員から集めた会費で運営している。交付金については市民理解が得られる事業のみに充てているが、事業全体を見直しする中で、交付金の削減に至っているを図っている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	平成15年に水道事業との統合一元化を図り、スケールメリットを生かしながら、人件費などの維持管理費の削減を図ってきた。平成19年には組織内に「検討委員会」を設置し、組織機構のあり方の見直しや行財政改革を推進してきた。今後は、下水道使用料の調定収納システムのパッケージ化や、汚水処理の過程で発生する消化ガスを活用した自家発電装置の導入を行うなどして、維持管理費の更なる削減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	民間企業の経営の考え方や、業務管理の手法を取り入れるとともに、業務の外部委託化をすすめ、経営の効率化に取り組んでいく。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	⑤	本市の下水道使用料の水準については、1月20m3使用の場合、2,916円となり、道内10万人以上の9市の中では5番目とちょうど中間に位置しており、適正な料金水準であると考え。 売却可能な資産は当面発生しない見込であるが、歳入確保に向け、本市では未収金の収納率向上対策の一環として徴収体制を強化しており、不納欠損で費用化する額を減少させるよう努力している。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		本市の公共下水道の経費回収率は113%（平成26年度下水道事業経営指標 総務省調べ）であり、Ac1類型の47団体中で14番目に高いことから、使用料の水準は適正であると考えている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		インターネットの普及などにより、的確な情報は市民生活においても有効な判断材料の一つになってきており、欠かすことのできない伝達手段となつてきていることから、市民に対し可能な限り情報を提供し、公正で透明性の高い企業運営を確保するとともに、市民と公営企業の信頼関係の構築を図る。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		現在、決算書や業務状況の報告などにより、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表は公開されていて、ホームページでの閲覧も可能であるが、今後においても市民に対し分かりやすい説明などにより情報提供を行うことを基本として、この健全化計画や経営比較分析表等もホームページで公表をし、企業の置かれている現状を示すとともに今後の方針についても積極的に公開し、市民理解を得るよう企業として努力していく。
○ 行政評価の導入	④	一般会計と同様に、毎年度、政策・施策評価を行っている。評価については、施策ごとに設定した成果指標によるものに加え、行政活動の成果を客観的に表すデータや市民実感度調査結果を活用するなどして、総合的観点から行っている。評価結果については市民に公表し、意見をいただきながら、検証・見直しを行い、各種施策の実施に反映している。
4 その他	③	資本投下を抑制し、企業債利息の後年次負担額の軽減を図る。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	平成15年に水道事業との統合一元化を図り、スケールメリットを生かしながら、人件費をはじめ維持管理費の削減を図ってきた。平成19年には組織内に「検討委員会」を設置し、組織機構のあり方を見直しや行財政改革を推進してきた。今後も、人員配置の適正化や、事務事業の見直し、企業債発行額を抑制し、総コストの削減に努める。 このほか、用途ごとに個別に導入され複数に分散している下水道使用料の検針・調定収納・滞納管理システムを、一括パッケージ化したシステムへの更新や、汚水処理の過程で発生する消化ガスを活用した自家発電装置の導入により、経常的な維持管理コストの削減や業務の効率化を図ります。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	本市の下水道事業会計では、累積欠損金は生じていないため、解消するといったことはありません。 しかしながら、経営の効率化は累積欠損金の有無に左右されるものではなく、企業として常に安定経営をしなければならない使命があることから、行財政改革、組織機構のあり方も含め、市民に理解されるためにも、たゆまぬ経営努力を続けながら、費用対効果の原則に基づき職員一人ひとりが経営感覚をもち、維持管理費の削減を含めて経営の効率化を図ります。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	本市の下水道事業に対する繰り出しには、浴場使用料の減免補助金など政策的なもののばかりであります。また、平成11年度までは累積欠損金を抱え、平成13年度に使用料の増額改定を行いました。 公営企業にとっては、安定経営が第一であることから、経営基盤の安定・強化を図ることを優先とし、一定額の資金を内部に留保した段階で、一般会計からの基準外繰出しの解消に努めていくよう、今後もさらなる経営努力を続けて参ります。
4 その他	企業債利息については、平成10年度の20億5千2百万円をピークに年々減少していきます。これは、下水道を普及させるため、一時期に多額の建設投資を行ったことが要因の1つですが、普及率が一定レベルに達した現在は企業債発行額を抑制することが、将来の金利負担を軽減することにつながり、結果的に純利益の確保をもたらすことで企業の安定経営において非常に重要となります。従って、上下水道ビジョン2010で定めたとおり、単年度の企業債発行額（建設改良分）はおおよそ8億円程度とし、今後の企業債利息の負担が年々減少するよう計画的な建設投資に努めます。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計					
			(当初計画前年度)	(当初計画前年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)						
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	164,848	163,916	163,402	162,200	163,278	161,354	163,436	当初 △3,494 △ 1,412	160,162	163,340	159,358	163,355	158,554	163,029	157,650	162,713	当初 △3,704 △ 5,786
		A 増減		△ 932	△ 514	△ 1,202	1,078	△ 1,924	158		△ 1,192	△ 96	当初 △804 △3,982	15	△ 804	△ 326	△ 904	△ 316	
		水洗便所設置済人口(人)	160,061	158,936	158,575	158,333	159,608	157,482	160,096		156,850	160,189	156,200	160,276	155,560	160,121	154,810	160,106	
		B 増減																	
		水洗化率(%)	97.1	97.0	97.0	97.6	97.8	97.6	98.0		97.9	98.1	98.0	98.1	98.1	98.2	98.2	98.4	
	C 増減																		
	②	有収水量(m)	16,928,255	17,016,713	16,525,307	16,565,801	16,851,853	16,324,600	16,871,537		15,488,300	16,871,771	15,183,100	16,726,615	14,915,400	16,548,996	14,821,200	16,523,956	
		D 増減																	
		使用料単価(円/m) (使用料収入/有収水量)	175	174	173	173	172	172	171		171	171	170	171	169	164	169	163	
		E 増減																	
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)														-1.6					
F 増減																			
経営の効率化	③	収納率(%)	88.78	89.91	90.20	90.73	91.04	88.89	90.42		91.35	90.45	91.35	90.95	91.35	91.22	91.35	91.46	
		G 増減																	
	④	その他()																	
		H 増減																	
	⑤	管理運営費(千円)	3,715,467	3,707,258	3,456,990	3,335,714	3,339,246	3,405,610	3,321,809		3,357,209	3,488,586	3,300,978	3,254,254	3,296,651	3,288,310	3,299,387	3,234,379	
		I 増減																	
		処理区域人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	23	23	21	21	20	21	20		21	21	21	20	21	20	21	20	
		J 増減																	
		汚水処理原価(円/m) (汚水処理経費/有収水量)	151	150	146	139	137	143	140		149	148	149	142	152	150	153	149	
		K 増減																	
⑥	汚水処理原価(維持管理費)(円/m) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	49	53	54	52	54	47	58		68	67	68	61	69	73	70	67		
	L 増減																		
	その他()																		
	M 増減																		
企業債現在高(百万円)	使用料回収率(%) $(E/K \times 100)$	115.9	116.0	118.5	124.5	125.5	120.3	122.1		114.8	115.5	114.1	120.4	111.2	109.3	110.5	109.4		
	累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当初計画の目標値 (実績値)																		
	延長計画の目標値 (実績値)																		
	当初計画の目標値 (実績値)	37,080	36,337	35,667	34,860	34,219	33,467	32,573											
	延長計画の目標値 (実績値)		36,310	35,557	34,680	33,677				31,781	当初 30,603 30,116		当初 29,510 29,025		当初 28,377 27,891				
	改善効果額																		
	改善効果額																		
	改善効果額																		
	改善効果額																		

(単位:千円・百万円)

当初 1,031

当初 1,031

当初 1,031

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき) (単位:千円・百万円)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入																	
		改善効果額																	
		①有収水量の増加																	
		②使用料の適正化																	
		③収納率の向上																	
	経営の効率化	その他④()																	
		改善効果額																	
		管理運営費					15	13	10		13	12	13	12	10	9	10	7	当初 16
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの																	
		改善効果額					2	5			2	3	2	3	5	6	5	8	25
		⑤職員給与費の適正化																	当初 16
		維持管理費(上記以外)の適正化 (使用料検計・積立収納・滞納管理システム見直し、 消化ガス発電装置導入による電気料金の削減)					2	5			2	3	2	3	5	6	5	8	25
	その他⑥()																		
		改善効果額																	当初 16

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。	延長計画改善効果額 合計 A	25
2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)	延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	当初 144
3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)	普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	128
4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。	A + B + C	153
5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。 【平成21年度地方公営企業決算状況調査】	＜参考＞延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	144

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列)／(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…… (32表01行44列)／(有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 28表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)―(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (28表01行14列)+(28表01行35列)―(28表02行14列)
- 6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)。

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

☐ 使用料適正化の考え方

☐ 民間委託の取組状況

☐ その他に記入された項目に関する取組等